

球磨村立小中学校タブレット端末等導入事業 仕様書

1 事業の概要

(1) 事業名 球磨村立小中学校タブレット端末等導入事業（以下、「本事業」という。）

2 業務の範囲

本仕様書では、本事業の実現に必要な技術仕様を説明し、その内容のすべての機能を具備実現するための納品物や設置場所等について定める。さらに各機器を接続した上で教育委員会が達成したい ICT 教育が円滑に進められるよう一定レベルの品質を規定するものである。

3 納入場所及び指定期日

- (1) 納入場所 教育委員会の指定する場所とする。
(2) 履行期限 契約締結日から令和3年2月26日（金）までとする。

4 業務内容

(1) 機器の納入及び設計・設置・設定業務

- ①本仕様書で記載された機器の納入を実施すること。
②納入する機器を正常に利用できるよう設計・設置・設定を実施すること。
③本事業にあたり学校内で作業を実施する場合、教員及び児童・生徒の安全を最優先に授業や学校活動の妨げとならないよう時間、方法について学校・教育委員会と事前協議の上、許可を受けてから実施すること。

5 製品仕様

(1) ハードウェア

①学習用端末（300 式）

学習用端末は以下の仕様を満たしていること。

仕様	
OS	Google Chrome OS
CPU	Intel Celeron 以上
ストレージ	32GB 以上
メモリ	4GB 以上
画面	11.6 インチ以上でタッチパネル機能を有すること 360° ヒンジでタブレットモードに変形できること ゴリラガラスで高い堅牢性をもつこと
無線	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac 以上
キーボード	日本語 JIS キーボード ※Bluetooth 接続でないもの 防滴の仕組みが施されていること キーボードキャップが外れにくいなどの対策がなされていること
形状	コンバーチブル型
カメラ機能	イン・アウトカメラ ※なお、カメラの位置は撮影時に手に覆い被さることがないように配慮し OUT カメラの配置場所はキーボード中央上部付近とする
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子×1 以上
外部接続端子	USB3.1 以上×1 以上
バッテリー	駆動時間最大 13 時間以上
重さ	1.5kg 未満

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本端末を学習用コンピュータとして適切に運用するために最低限必要な以下の設定について、ネットワークを介して行うための端末管理ツール <ul style="list-style-type: none"> - 端末にログイン可能なユーザーに関する制御設定 - 端末が利用するアプリ。拡張機能等の配信設定 - 接続先ネットワークの制御 - 紛失・盗難時の制御設定 ・学校における5年間の運用を見据えた堅牢性として、MIL-STD-810Gに準拠していること ・引渡しから5年間の自動更新ポリシーが適用されること ・児童・生徒の安全を考慮して向こう5年間のリチウムイオンバッテリーに対する傾向障害（リコール）等がないメーカーを選定すること。
-----	--

6 作業及びソフトウェア条件等

(1) 学習用端末キッティング

学習用端末に以下のキッティング作業を行うこと。

- ①Chrome Education Upgrade を、調達する端末に導入し、G Suite for Education の管理コンソール画面上で端末を管理できるように設定すること。
- ②端末起動とともに利用する学校の無線アクセスポイントに接続できること。
- ③教育委員会が別途指示する内容のラベルを作成し、指定する個所に貼り付けること。なお、教育委員会が作成し配布した場合も、指定された場所にラベルを貼り付けること。
- ④ラベル名・シリアル番号・MAC アドレス・導入先を記載した台帳を作成すること。

(2) ソフトウェア条件（永続ライセンス）

製品指定：Chrome Education Upgrade

- ①本事業で新たに導入する端末分の Chrome Education Upgrade ライセンスを準備すること。
- ②調達するライセンス数は以下のとおり。
300 ライセンス

(3) ソフトウェア条件（教員・生徒用アプリケーション）

製品指定：G Suite for Education

G Suite for Education の管理コンソール上で、各学校で管理するための設定を施すこと。

(4) 管理コンソール設計支援

G suite for Education 管理コンソール上での設定項目について、教育委員会と打ち合わせの上、設定案を提示し、設計支援を行うこと。

(5) 導入研修

教育委員会システム担当者及び各学校の情報担当者等を対象に実施すること。学校情報等の個人情報を扱う可能性があることから、研修を実施する事業者は「プライバシーマーク」または「ISO27001」を取得していること。

①「G suite for Education 導入時研修」

本年度整備する Chromebook 及び ICT 活用授業を実践するための Google 社アプリケーション G Suite for Education の操作方法を修得することを目的として実施する。

- (ア) 研修時間は 1.5 時間程度とする。
- (イ) 導入後に教員に対し導入研修を実施すること。研修は集合研修とする。
- (ウ) 座学講義主体ではなく、教員が効果を実感しやすいよう演習を組み込んだ参加型研修としてカリキュラム組み立てること。
- (エ) 研修の実施者は Google 社の認定トレーナーの資格を保持していること。
- (オ) 直近 5 年間に於いて文部科学省 ICT を活用した教育の推進に資する実証事業、先導的な教育体制構築事業、次世代学校支援モデル構築事業のいずれかに関わり、国が示

す教育情報化の具体的な推進方法及び学校教育における ICT 機器及びソフトウェアの先進的な活用実態を把握している会社が実施すること。

(カ) 研修実施完了後、実施報告書を提出すること。

7 保守業務

後年度の G Suite for Education の年次更新作業については当教育委員会で実施することとするが、実施にあたり当教育委員会では困難と判断した場合にはその都度見積もりにより実施すること。

8 諸条件

(1) 基本的条件

- (ア) 本事業の受託にあたり受託者は、教育委員会の指示を受け、本仕様書ならびに契約書に明示された機能、性能及びその他の条件を十分に満足させること。
- (イ) 契約後、1 週間以内に物品承認願を提出し、教育委員会の承認を受けること。
- (ウ) 受託者は、本仕様書に明記されていない事項で必要と認められる作業は、教育委員会に報告し、協議の上、受託者の責任において実施すること。
- (エ) 受託者は、本事業の遂行にあたり、必要な資料について契約締結後に借用書と引き換えに貸与する。貸与した資料については、その取扱に十分留意することとし、紛失や汚損のないように努め、委託業務が完了後、速やかに返納すること。貸与された資料については、本事業遂行以外の目的に使用してはならない。
- (オ) 受託者は、教育委員会の許可なく本事業で知り得た情報や資料等について公表をしてはならない。また、第三者に対し情報が漏洩しないよう十分な配慮をすること。
- (カ) 受託者及び業務従事者は、業務上知りえた情報について、第三者に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後または解除後においても守秘義務を負うものこと。
- (キ) 受託者は、受託者の責任において本仕様書に明記されていなくても、設備を完成させるために必要なケーブル・資材等を用意すること。
- (ク) 実施期間中の運用・管理及び保守のサポート体制図を提出すること。

(2) 使用材料及び機器に関する事項

- (ア) 受託者は、契約後、速やかに本事業の設計・計画を行い、教育委員会の承認を得ること。
- (イ) 導入する機器は、教育委員会の指示に従って、納入時の設定内容等の詳細情報を一覧にし、提出すること。
- (ウ) 機器及び材料は、原則として入札時点で製品化されていること。
- (エ) 契約後、機器及び材料の製造中止等により契約時の機器等の導入が困難となった場合は、入札価格の範囲内で最新機種に機器を変更すること。また、機器等の変更については、教育委員会と協議すること。
- (オ) 納入時期までにバージョンアップが予想される機器については、その予定時期が記載された資料を提出すること。
- (カ) 受託者は、機器搬入前に出荷前検査を十分に行うこととし、検収前に、使用する機器に問題が生じた場合は、受託者の責任において問題を解決すること。
- (キ) 受託者は、本事業における調整及びスケジュール管理を確実に行うとともに、動作確認を行うこと。
- (ク) 納入終了までに導入する機器は、全て動作確認検査を実施すること。実施した検査内容については、試験仕様書、試験成績書を作成し、提出すること。試験仕様書には、検査場所、対象機種、接続機器、検査方法、手順等を明記すること。
- (ケ) 導入については、各学校の日常業務に支障のないよう配慮し、計画的に行うこと。
- (コ) 本事業で導入する機器については、事業名を記載したシールをすべての機器に貼ること。

- (サ) 検査の結果、機器の配置、取付け及び配線方法並びに部品定数等に変更を必要とした場合は、受託者において無償で対応すること。
- (シ) 輸送中に発生した損傷は、受託者において速やかに代品を納入するか無償で修理すること。
- (ス) 機器納品の際に廃棄物が発生した場合、受託者が持ち帰り、適正に処分すること。

9 瑕疵担保期間

- (ア) 本事業を適切に完了できない等の瑕疵が生じた場合は遅滞なく教育委員会に通知するとともに、速やかに再度本事業を実施するか又は直接生じた損害について賠償の責を負うものとする。
- (イ) 提出した成果物につき、隠れた瑕疵（以下「瑕疵」という。）が発見され、教育委員会からの書面による通知が、成果物の所有権移転の日から起算して1年以内に受託者に到達したときは、その修補の義務を負うものとする。
- (ウ) 前項の瑕疵の原因につき、受託者の責に帰すべき事由がない場合には、教育委員会は、受託者にその瑕疵の修補に要した費用を支払うものとする。
- (エ) 受託者が修補を実施したにもかかわらず瑕疵が解消されなかったときは、その瑕疵が受託者の責に帰すべき事由による場合には、受託者は、その瑕疵が直接の原因で発生した損害につき賠償する責を負うものとする。
- (オ) 受託者が本事業の給付完了後において教育委員会に対して負う瑕疵担保責任その他一切の責任は、本条に定める範囲に限られるものとする。

10 関連法令

受託者は本事業の実施にあたり、契約書、仕様書、諸法令、条例、規則、関係通知等に準拠して本事業を遂行すること。

1.1 完了検査

受託者は、納品完了後に成果品を納品し、教育委員会の検査を受けなければならない。その結果、訂正を指示されたものについては、速やかに訂正を行い、納品すること。

1.2 提出書類

受託者は、教育委員会が定める本事業に必要な書類を提出すること。なお、承諾された事項を変更しようとする場合は、その都度教育委員会の承諾を受けること。記載方法や提出部数は教育委員会から指示する。

また、完成図書については、電子データも併せて提出すること。

(1) 完成図書

- ①納入物一覧表
- ②ハードウェアシリアル No. 一覧表
- ③端末台帳
- ④保証書一式
- ⑤ネットワーク機器及び端末の設定情報(運用管理に必要な情報一式)
- ⑥保守体制表(担当者の所属、氏名、連絡先及び指揮命令が分かるもの)

完成図書提出部数

製本1部、副本1部 計2部

(2) その他、教育委員会から指示があったもの

1.3 事業従事者資格

本件にて求める業務の遂行には、学校教育現場及び教育情報セキュリティに関する知識を持

って業務を実施することが必須要件であり、一次委託会社を含め以下の業務経験及び業務実績を有することとする。

また、業務経験及び業務実績等については、入札時に契約後速やかに提出する実施体制と併せて具体的に示すこと。

- (1) 本事業と同等規模の教育情報化分野の調達において構築の実績を有すること。
- (2) Chrome Education Upgrade 及び G-Suite for Education に関し、公立小中学校に対して構築実績を有すること。
- (3) 教育情報化分野における総務省、文部科学省の調査事業・実証事業または同等規模の業務実績を複数年に渡り有すること。
- (4) 教育情報セキュリティポリシーに関する文部科学省の委託事業において、業務実績を複数年に渡り有すること。

1.4 その他留意事項

- (1) 本提案に関する経費等は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、受託者選定に伴う作業等に必要な範囲内において、事前の承認を得ずに教育委員会が複製を作成することがある。
- (3) 提出された資料は一切返却しない。
- (4) 本仕様書及び本事業において疑義が発生した場合、双方協議の上、決定する。
- (5) 本仕様書の業務において発生するネットワークの設定変更や附帯業務の一切は、請負者の責任と提案価格の中で実施すること。